

〔子どもの学費等支援〕

子どもの進学就学のためにお金が必要なときは、母子及び父子福祉資金の貸付制度のほかにも育英資金、奨学金や就学援助などの制度や中学3年生・高校3年生の受験生を支援する事業があります。

ご利用には要件がありますので、詳細は各団体等にお問い合わせください。

義務教育就学援助

問い合わせ先

教育委員会 学務課 学務係
☎ 0422-29-9814
または在学する学校へ

受験生チャレンジ支援貸付事業

問い合わせ先

社会福祉法人 三鷹市社会福祉協議会
(〒181-0004 三鷹市新川6-37-1
元気創造プラザ3階 福祉センター内)
☎ 0422-46-1108
📠 0422-49-8437



就学支援金・授業料軽減助成金・奨学給付金

私立高校には学費負担を軽減する制度があります。

申請先 在学学校

申請時期 6月頃(毎年度申請が必要です)

問い合わせ先

各学校又は東京都私学就学支援金センター
☎ 03-5206-7814(就学支援金)
☎ 03-5206-7925(授業料軽減助成金、奨学給付金)
[受付時間]
月～金曜日 午前9時15分～午後5時
(土、日曜日、祝日、年末年始を除く)



東京都育英資金

問い合わせ先

公益財団法人 東京都私学財団 育英資金担当
☎ 03-5206-7929



日本学生支援機構奨学金

問い合わせ先

独立行政法人 日本学生支援機構または在学学校



日本政策金融公庫「国の教育ローン」

問い合わせ先

お近くの日本政策金融公庫
教育ローンコールセンター
☎ 0570-008656(ナビダイヤル)
[受付時間] 月～金曜日 午前9時～午後7時
(土曜日、日曜日、祝日、
12月31日～1月3日は休業)
ご利用いただけない場合は、
03-5321-8656 までおかけください。



交通遺児育英会奨学金

問い合わせ先

公益財団法人 交通遺児育英会 奨学課
☎ 0120-521-286(フリーダイヤル)
☎ 03-3556-0773
📠 03-3556-0775
[受付時間] 午前9時～午後5時30分
(土曜日、日曜日、祝日年末年始及び
創立記念日5月2日は休業)



病気、災害遺児育英制度

問い合わせ先

一般財団法人 あしなが育英会 奨学課
☎ 0120-77-8565(フリーダイヤル)
(土曜日、日曜日、祝日は休業)



[母子及び父子福祉資金]

ひとり親家庭の母又は父等の生活の安定と、その児童の福祉の増進を図るために各種資金の貸付を行っています。

※貸付金の種類、限度額などは18ページをご覧ください。

貸付を受けられる方

都内に6ヶ月以上お住まいのひとり親家庭の母又は父等で、20歳未満の子を扶養している方

連帯保証人

原則として都内に6ヶ月以上居住し独立して生計を営んでいる方で、この資金について他に保証をしていない方1人が必要です。

審査

貸付にあたっては事前審査を行います。審査によっては貸付できない場合があります。

※貸付金の交付には、申込みから1ヶ月～2ヶ月程度かかります。

償還方法

期限内に月賦・半年賦又は年賦による元利均等償還となります。

担当・問い合わせ先 子育て支援課 相談支援係（市役所4階 42番窓口）
☎ 0422-45-1151 内線 2754・2755



東京都母子・父子福祉資金貸付金一覧

貸付金の種類	内 容	限度額	償還期限
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備費・什器・機械等の購入資金	3,260,000円	7年以内
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する資金	1,630,000円	7年以内
技能習得資金	母又は父が事業を開始するため又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（授業料、入学金など）	習得期間中（5年以内） 月額 68,000円	20年以内
修業資金	児童又は子が事業を開始するため又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（授業料、入学金など）	習得期間中（5年以内） 月額 68,000円 高校3年在学時に就職を希望する児童又は子が自動車運転免許を習得する場合 460,000円	20年以内
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金	105,000円	6年以内
医療介護資金	母、父又は児童が、医療を受けるため又は母又は父が介護保険によるサービス（介護）を受けるために必要な資金（ただし、医療又は介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合）	医療 340,000円 介護 500,000円	5年以内
生活資金	技能習得期間中（貸付期間5年以内）の生活を維持するために必要な資金	技能習得期間中 月額 141,000円	20年以内
	医療又は介護を受けている期間中（1年以内と見込みの場合）の生活を維持するために必要な資金	月額 108,000円	5年以内
	母子家庭又は父子家庭になって7年未満の方で生活の安定を図るために必要な資金（貸付期間3ヶ月以内）	生活安定期間中 月額 108,000円 養育費取得のための裁判費用の場合（12月相当）1,296,000円	8年以内
	失業している期間中の生活を維持するために必要な資金（離職した日の翌日から1年以内）	失業期間中 月額 108,000円	5年以内
住宅資金	自己所有の住宅の建設、購入及び現に居住する住宅の増改築・補修（構造部分の修繕）又は保全に必要な資金	1,500,000円	6年以内
		災害、老朽等による増改築及び住宅建設・購入の場合 2,000,000円	7年以内
転宅資金	自己所有の住宅の建設、購入及び現に居住する住宅の増改築・補修（構造部分の修繕）又は保全に必要な資金	260,000円	3年以内
結婚資金	児童又は子の婚姻に際し必要な資金	310,000円	5年以内
修学資金	児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校において修学するのに必要な資金（授業料、施設費、通学費、食費、教科書代など） ※学校や既取得の学歴により貸付けの対象外となる場合があります。	学年別各種 月額 27,000円～ 183,000円	20年以内 （専修学校（一般）は5年以内）
就学支度資金	児童が小学校・中学校に入学するために必要な資金（所得税非課税世帯の方） 児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に入学するために必要な資金（受験料、入学金、制服代など） ※学校や既取得の学歴により貸付けの対象外となる場合があります。	小学校入学者 64,300円 中学校入学者 81,000円	20年以内 （専修学校（一般）は5年以内）
		学年別各種 160,000円～590,000円	

[女性福祉資金] ※父子家庭は利用できません

女性の経済的自立と安定した生活を送るために、各資金の貸付を行っています。(母子及び父子福祉資金とは資金の種類が一部異なります。)

※ご利用になりたい方は、あらかじめ電話等で予約の上、母子・父子自立支援員とご相談ください。

貸付を受けられる方

都内に6ヶ月以上(※)お住まいの配偶者がいない女性で、

- ① 親、子、兄弟姉妹などを扶養している方(所得制限なし)
- ② 年間所得が2,036,000円以下で、かつて母子家庭の母として20歳未満の子を扶養したことがある方又は婚姻歴のある40歳以上の方

※ 修学・就学支度資金は申請時点で都内にお住まいの方も対象になります。

保証人

原則として、現に都内に居住し独立して生計を営んでいる方で、この資金について他に保証をしていない方1人が必要です。

審査

貸付にあたっては事前審査を行います。審査によっては貸付できない場合があります。

※貸付金の交付には、申込みから1ヶ月～2ヶ月程度かかります。

償還方法

期限内に月賦・半年賦又は年賦による元利均等償還となります。

担当・問い合わせ先 子育て支援課 相談支援係(市役所4階 42番窓口)
☎ 0422-45-1151 内線 2754・2755



[生活保護]

病気や失業等で収入が途絶えた場合や就労していても収入が少ない場合等で、生活に困っている方には、国の生活保護制度があります。

生活保護法は、国が生活に困窮するすべての国民に最低限度の生活を保障し、合わせてその自立を助長することを目的としています。生活保護は誰でも利用できますが、能力や資産等を活用することを要件としています。

厚生労働大臣が定めた基準をもとに、世帯ごとに最低生活費を算定し、世帯全体の収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分を支給します。また、その世帯の自立に向け、地区担当員が家庭訪問等しながら世帯の実態を把握し、状況に応じた支援を行っていきます。

担当・問い合わせ先 生活福祉課 自立支援・相談係 面接相談員
(市役所2階 21番窓口)
☎ 0422-24-6092

[母子生活支援施設] ※父子家庭は利用できません

18歳未満の子どもを養育している母子世帯が生活する児童福祉施設です。それぞれの家庭がかかえる子育てや生活上の問題などについて、支援員と一緒に考え、自立した生活ができるよう援助します。

支援の内容

居室を提供するほか、母子支援員による自立支援、就労支援等や、少年指導員による子どもの学習指導等を行っています。

費用

所得に応じて費用負担があります。

担当・問い合わせ先 子育て支援課 相談支援係
(市役所4階42番窓口)
☎ 0422-45-1151
内線 2754・2755
みたかきっずナビの「母子生活支援施設」のページもご覧ください



〔都営住宅〕

種類	募集期間
抽選方式 (優遇抽せん有)	5月・11月
ポイント方式 (優遇制度無)	8月・2月
抽選方式 (優遇制度無)	毎月(※3)

○優遇抽せん

抽せん方式による募集では、ひとり親世帯等について、募集地区の一部で当選率が一般世帯より高くなります。(抽せん番号が7つ付番されます。)

優遇抽せん等については、都営住宅募集案内をご確認ください。

○ポイント方式

応募者であるひとり親世帯、高齢者世帯、心身障がい者世帯、多子世帯、特に所得の低い一般世帯、車いす使用者世帯等の住宅の状況について書類審査や実態調査を行い、住宅に困っている度合いの高い方から順に入居資格審査対象者として登録するものです。

低順位となった方に実態調査が行われたことはありません。また、ポイント方式による募集に優遇制度はありません。

募集内容等が決まり次第、「広報東京都」、「東京都住宅供給公社ホームページ」、「都営住宅・都民住宅募集のテレホンサービス」、「広報みたか」及び「三鷹市ホームページ」等でお知らせします。

上記年4回の「定期募集」及び「毎月募集」のほか、三鷹市内に居住している方を対象とした「地元募集」を上記以外の日程で募集することがあります。(募集によって、市内居住年数が定められている場合があります。)

「地元募集」の時期は未定です。詳細については、「広報みたか」及び「三鷹市ホームページ」でお知らせします。

応募資格

- 1 都内に居住していること(ポイント方式は継続して3年以上の居住が必要です。)
- 2 申込者本人が配偶者(内縁の夫・妻及び婚約者を含む)のいない方であり、同居親族が20歳未満の子(※1)だけであること
※1「20歳未満の子」の基準日は都営住宅募集案内で確認してください。
- 3 世帯の所得が定められた基準内であること
- 4 住宅に困っていること
- 5 入居する方が暴力団員でないこと

申込書の配付

募集期間中に限り、市役所1階受付及び都市計画課、各市政窓口、都庁、東京都住宅供給公社募集センター及び各窓口センターで配付します。(土・日曜日、休日は、都庁及び三鷹駅前市政窓口(※2)に限り配布します。)

※2 三鷹駅前市政窓口の受付時間等は次のとおりです。

受付時間：月～金曜日 午前8時30分～午後7時30分

土曜日、第2・第3・第4日曜日 午前9時～午後5時

詳しくは、三鷹駅前市政窓口へお問い合わせください。

※3「毎月募集」は申込用紙の配布はございません。詳しくは「東京都住宅供給公社ホームページ」をご覧ください。



担当・問い合わせ先

○都市計画課 住宅政策係

☎ 0422-29-9704

○東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

☎ 03-3498-8894

○東京都住宅供給公社都営住宅募集センター(FAX)

☎ 03-3409-4527

聴覚に障害のある方で、募集の内容についてのご質問がある場合は、ファックスでご連絡ください。

○都営住宅・都民住宅募集のテレホンサービス

☎ 03-6418-5571

プッシュ音の出ない電話からは、ご利用になれません。

市政窓口

○三鷹駅前市政窓口

(下連雀三丁目24番3-202号 三鷹駅前協同ビル2F)

☎ 0422-42-5678

○三鷹台市政窓口(井の頭二丁目13番2号)

☎ 0422-42-0511

○三鷹東部市政窓口(中原一丁目29番35号)

☎ 03-3326-8805

○三鷹西部市政窓口(野崎三丁目28番11号)

☎ 0422-33-4531

[母子家庭等高等職業訓練促進給付金]

ひとり親家庭の方が就職に有利な生活の安定に資する資格を取得するため養成機関において修業している場合に一定の経済的支援を行います。

※利用検討の場合は必ずご相談ください

対象者

市内に住所を有するひとり親家庭の母又は父で修業を開始した日から対象講座修了までの日において以下の要件をすべて満たす方

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準の方
 - ② 修業年限1年以上(注)の養成機関において、対象資格の取得が見込まれる方
 - ③ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
 - ④ 原則として過去に母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業等の支給を受けていない方
- ※ 生活保護を受けている方は、対象となりません。

(注)修業年限が変更になる場合があります。詳細はお問い合わせください。

支給対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、その他の国家資格や、デジタル分野等の民間資格で就業を容易にするために必要と市長が認める資格

支給内容

・訓練促進給付金

月額 70,500 円 (住民税非課税の方は月額 100,000 円) を修業期間の全期間 (その期間が4年を超える場合は4年)

修業期間の最後の12ヶ月(修業期間が12ヶ月未満であるときは当該期間)は支給月額を40,000 円増額します。

ただし申請月からの支給となります。

・修了支援給付金

25,000 円 (住民税非課税の方は 50,000 円) を支給。ただし、事前相談した上で対象訓練修了後30日以内に必要書類を揃えて申請した場合に支給します。

※申請者と同一世帯の家族の住民税課税状況も要件です。

担当・問い合わせ先

子育て支援課 相談支援係 (市役所4階42番窓口)
☎ 0422-45-1151 内線 2755

[高等学校卒業程度認定試験合格支援事業]

ひとり親家庭の親又は子どもに対し、学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくことを目的に、ひとり親家庭の親又は子どもが、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給します。

対象者

市内に住所を有するひとり親家庭の親又は子であり、次の要件の全てを満たす者とする。ただし、高等学校卒業程度認定試験合格者など既に大学入学資格を取得しているものは対象としない。

- ① 児童扶養手当の支給を受けている又は児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準にあること
- ② 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること
- ③ 過去に当給付金の支給を受けていない者であること

支給内容

・受講開始時給付金

支給対象者が対象講座の受講開始のために支払った費用の30%に相当する額とする。ただし、その30%に相当する額が7万5千円を超える場合の支給額は7万5千円とし、4千円を超えない場合は支給しない。

・受講修了時給付金

支給対象者が対象講座の受講のために支払った全費用の40%に相当する額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計が10万円を超える場合、支給額の合計額は10万円とする。4千円を超えない場合は支給しない。

・合格時給付金

受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高等学校卒業程度認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は支給対象者対象講座の受講のために本人が支払った全費用の20%に相当する額を支給するものとする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が15万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計額は15万円とする。

担当・問い合わせ先

子育て支援課 相談支援係 (市役所4階42番窓口)
☎ 0422-45-1151 内線 2754

[ハローワーク(公共職業安定所)]

ハローワーク(公共職業安定所)は、求職者の希望と能力、適正にふさわしい情報を提供し、職業紹介を行うところです。

また、就職後に職場でその能力が十分に発揮できるように、助言・援助も行っています。さらに、必要な場合は公共職業訓練のあっせんも行います。

新たに就職したり、転職をしたいとき、どういう職業につけばいいか迷っているときは、ハローワーク(公共職業安定所)に相談しましょう。

職業紹介、相談は無料で、個人の秘密は守られます。

○ハローワーク三鷹
(〒181-8517 三鷹市下連雀4-15-18)

☎ 0422-47-8609

☎ 0422-49-0601

[利用時間]

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

[定休日]

土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

「ハローワークインターネットサービス」もご覧ください



○マザーズハローワーク東京

(女性と子育て中の女性のための就職支援)

(〒150-0002

渋谷区渋谷1-13-7 ヒューリック渋谷ビル3階)

☎ 03-3409-8609

[利用時間]

月～金曜日 午前9時～午後5時

[定休日]

土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

「マザーズハローワークホームページ」もご覧ください



担当・問い合わせ先

○マザーズハローワーク立川

(〒190-0012 立川市曙町2-7-16 鈴春ビル5階)

☎ 042-529-7465

[利用時間]

月～金曜日 午前9時～午後5時

[定休日]

土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

役立つ情報

[ひとり親福祉だより]

市内に居住するひとり親家庭の方に福祉の制度をお知らせするとともに、ひとり親家庭の方々との交流の場にするため、「ひとり親福祉だより」を発行しています。

発行頻度

年1回

入手方法

子育て支援課窓口

担当・問い合わせ先

子育て支援課 相談支援係

(市役所4階 42番窓口)

☎ 0422-45-1151 内線 2754・2755

三鷹市ホームページ「ひとり親福祉だより」もご覧ください



[シングルママ・シングルパパ くらし応援ナビTokyo]

東京で暮らすひとり親の方や、これからひとり親になるかもしれない方向けに役立つ情報を提供しています。

また、コラムやお悩みFAQ、ひとり親に役立つセミナー・イベント情報、民間団体の紹介なども掲載しています。

担当・問い合わせ先

東京都 シングルママ

検索

東京都 シングルパパ

検索



子どものこと(保育・育成)

[保育所(認可保育園)]

保護者が児童(生後57日以降~小学校就学前)の保育ができない事情にあるとき、保護者に代わって保育する施設です。

入所対象

児童の保護者のいずれもが、次のいずれかの事情にあり、かつ同居の親族その他の人が当該児童を保育することができない場合。

- 就労(フルタイム、パート、夜間、居宅内の労働等、すべての就労)
 - 妊娠、出産
 - 保護者の疾病、障がい
 - 親族の介護・看護
 - 災害復旧にあたってしている場合
 - 求職活動(起業準備を含む)
 - 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
 - 虐待やDVのおそれがあること
 - 育児休業取得中に、すでに保育利用中の子どもがいて継続利用が必要と認められる場合
 - その他、上記に類する状態として市が認める場合
- ※ 同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用優先度が調整される場合があります。

保育内容

児童の生命の保持や情緒の安定等の養護的な側面と、発達段階に応じた乳幼児期にふさわしいあそびや活動等を実施する等の教育的な側面を一体的に行っています。

開所時間

11時間開所しています。保護者の就労時間及び通勤時間の状況や家庭の状況を考慮して1時間から4時間の延長保育を行っています。

費用

扶養義務者の負担能力に応じて市長が定めた額。延長保育を利用する場合は、別に延長保育料がかかります。その他、詳細については担当窓口におたずねください。
※令和元年10月より、3歳~5歳クラスの児童は無償となっています。(一部費用を除く)

担当・問い合わせ先

子ども育成課(市役所4階45番窓口)

☎ 0422-29-9673

みたかきっずナビの「認可保育園」のページもご覧ください



[認定こども園]

認定こども園とは、幼稚園の機能と保育所の機能や特徴を合わせ持ち、一時保育や子育て相談等、地域の子育て支援も行う施設の総称です。対象年齢等は施設によりさまざまです。市内には、幼稚園型認定こども園が1園、保育所型認定こども園が1園あります。

入園対象

保育が必要なお子さんは、保育所と同様。
保育が必要でないお子さんは、園と直接契約となります。

開所時間

保育が必要なお子さんは、原則1日11時間の範囲での利用となります。原則、日曜日・国民の祝日・年末年始以外は開園していますが、施設によっては土曜日を休日としている園もあります。

保育が必要ないお子さんは、原則昼過ぎまでの利用となります。一般の幼稚園と同様、夏休み・冬休み等がある園もあります。

費用

扶養義務者の負担能力に応じて市長が定めた額。保育の必要性の有無により、金額が異なります。また、入園料や教材費・施設費等、別途費用がかかる施設もあります。

入園方法等、詳細については担当窓口や各施設におたずねください。
※令和元年10月利用分より、3歳~5歳クラスの児童は無償となりました。(別途費用除く)



担当・問い合わせ先

子ども育成課(市役所4階45番窓口)

☎ 0422-29-9673

みたかきっずナビの「認定こども園」のページもご覧ください



[地域型保育施設]

地域型保育施設とは、国が定めた基準を踏まえ、市区町村が設定した認可基準を満たした保育施設です。原則定員19名以下で0歳児から2歳児を保育する施設で、市内には、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育の3種類があります。

入所対象

保育所(認可保育園)と同様。

開所時間

原則11時間開所ですが、一部、8時間専用施設があります。施設によって、延長保育を実施しているところもあります。

費用

保育所(認可保育園)と同様ですが、施設との直接契約となるため、徴収については施設からとなります。

担当・問い合わせ先 子ども育成課(市役所4階45番窓口)
☎ 0422-29-9673

みたかきっずナビの「地域型保育施設」のページもご覧ください



[認証保育所]

就学前までの児童の保育を必要とする方が、直接利用契約を結ぶ認可外保育施設で、13時間以上の開所、0歳児保育の実施を義務付け、都が定めた設備等の基準を満たした保育施設です。

開所時間

各保育所が定めます。ただし、月220時間以下の利用の場合の月額料は、3歳未満児は80,000円、3歳以上児は77,000円を上限としています。

担当・問い合わせ先 お問い合わせ・お申し込みは直接各保育所へ。

みたかきっずナビの「認証保育所」のページもご覧ください



[学童保育所]

学童保育所とは、放課後などに保護者が就労・病気などの理由により家庭において十分に児童を育成できない場合に、適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的とした施設です。

入園対象

原則として三鷹市在住の、小学校第1学年から第3学年の児童(障がいのある児童は第4学年まで)

開所時間

月曜日から土曜日

(休所日)

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、

年末年始(12月29日から1月3日まで)、市長が特に必要と認めた臨時休所日

通常
育
成
時
間

学校の授業がある日
(月曜日～金曜日)

下校後から午後6時まで

学校休業日
(土曜日・長期休業期間等)

午前8時30分から午後6時まで

延
長
育
成
時
間

学校の授業がある日
(月曜日～金曜日)

午後6時から午後7時

学校休業日
(土曜日・長期休業期間等)

午前8時から午前8時30分まで
午後6時から午後7時まで

費用

育成料
月額6,000円

延長育成料
1回30分ごとに200円

おやつ
月額1,500円

※ひとり親家庭等医療費助成制度医療証の交付を受けている世帯は育成料が月額3,500円に減免する制度があります。減免申請書を入所承認後に提出してください。

※前年度市民税非課税世帯の場合は育成料、延長育成料、おやつ代は申請により免除になります。減免申請書を入所承認後に提出してください。

※育成料金の金額は改定されることがあります。

担当・問い合わせ先

児童青少年課(市役所4階41番窓口)

☎ 0422-29-9671

みたかきっずナビの「学童保育所申込案内」のページもご覧ください

※令和6年4月1日から入所の一斉申込は、令和5年10月頃から行う予定です。

正式な日程は広報・HPをご確認ください。



[ファミリー・サポート]

市内に居住する子育ての手助けをしてほしい人(利用会員)と子育ての援助ができる人(援助会員)との相互援助活動をコーディネートしています。

お預かりするお子さんは、生後3ヶ月から小学校4年生までのお子さんが対象です。まずはご連絡、ご相談ください。

※ご利用には会員登録が必要です。事前に電話予約の上、ファミリー・サポート・センターまでお越しください。

援助会員への謝礼金

月～金曜日 午前7時30分～午後6時30分	1時間 800円	30分以内 500円
上記以外の時間 及び土・日曜日、祝日	1時間 1,000円	30分以内 600円

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後6時
登録受付時間は午前9時～午後5時
(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み)

担当・問い合わせ先

ファミリー・サポート・センター
(〒181-0013 三鷹市下連雀3-30-12
三鷹市中央通りタウンプラザ3階 のびのびひろば内)
☎ 0422-76-6817
📠 0422-45-7702



みたかきっずナビの「ファミリー・サポート・センター」のページもご覧ください



[病児保育]

保育園等の集団保育が困難な病気の回復期にある、または病気の回復期には至らないが当面症状の急変が認められず、医師が保育可能と認めた児童を対象に、保護者が仕事などのため保育できないときに利用できます。

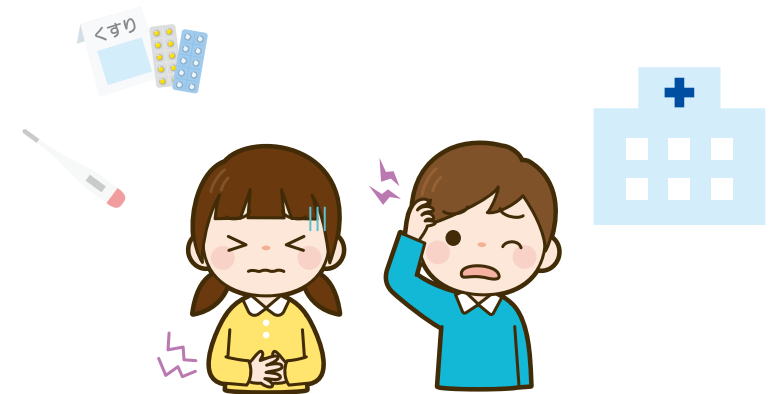
※ご利用には市への事前登録が必要です。

対象

市内に住所を有する生後4ヶ月～小学校就学前までの児童
※ 保育時間や利用料など詳細は各施設へお問い合わせください。

所在地&問い合わせ先

所在地	問い合わせ先
あきやまルーム 下連雀 3-45-16 (3階)	あきやま子どもクリニック 上連雀 2-2-16 ☎ 0422-70-5777
ポピンズルーム杏林 新川 4-11-17	ポピンズルーム杏林 新川 4-11-17 ☎ 0422-24-2153



事前登録についての 担当・問い合わせ先

子ども育成課(市役所4階45番窓口)
☎ 0422-29-9673
みたかきっずナビの「病児保育」のページもご覧ください



子どものこと(相談)

[総合保健センター]

総合保健センターでは、妊娠・出産・子育てに関する相談支援を行っています。
妊婦健康診査・乳幼児健康診査・予防接種など健康に関するさまざまな相談に応じ、保護者が安心して子育てできるよう育児支援を行います。

- 妊娠に関すること
- 育児に関すること
- 栄養・歯科に関すること
- 乳幼児健康診査に関すること
- 予防接種に関すること
- 保護者の心と体に関すること

総合保健センター
 (〒181-0004 三鷹市新川6-37-1
 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ2階)
 ☎ 0422-46-3254
 ☎ 0422-24-8050(予防接種)
 ☎ 0422-24-8266(栄養・歯科)

[子ども家庭支援センター「りぼん」]

子どもと家庭に関する総合相談の拠点施設です。
身近な子育ての不安から児童虐待まで、妊娠期を含め子ども(0~18歳)と家庭に関するあらゆる相談に対応し、内容に応じて専門機関と連携し支援を行います。また、次の事業の調整を行います。

子ども ショートステイ	満2歳から小学校6年生までのお子さんが対象 (※特別な事由があるときは対象年齢について相談できます)
育児支援ヘルパー の派遣	退院日の翌日から1歳未満のお子さんがある方が対象
ふたご家庭 サポーターの派遣	3歳未満のふたご等多胎児がいる方が対象
乳児家庭 全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん)	おおむね生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる方へ民生・児童委員が訪問します。子育て中の方がかかえているさまざまな不安や悩みを伺い、子育て支援サービスの案内資料とブックスタートの絵本をお渡しします。

利用者支援

相談員が市内の各種保育サービスをお調べしたり、相談をお受けします。

※要件・費用等詳細は、お問い合わせください。

[受付時間]

月~金曜日 午前8時30分~午後5時

(土曜日、日曜日、祝日、12月29日~1月3日は休み)

担当・問い合わせ先

子ども家庭支援センターりぼん
 (〒181-8505 三鷹市下連雀9-11-7
 教育センター2階)

☎ 0422-40-5925

みたかきっずナビの「子ども家庭支援センターりぼん」のページもご覧ください



[子ども家庭支援センター「のびのびひろば」]

子育てサービスの調整や地域で安心して預けられる場を提供します。また、次のサービス事業の登録、受付、調整も行っています。

一時保育 (駅前保育園)	生後3ヶ月以降でお首がすわった子から、小学校就学前のお子さん が対象
トワイライトステイ	生後3ヶ月以降でお首がすわった子から、小学校6年生までの認可 保育園や小学校に通っているお子さんが対象
特定一時保育	生後3ヶ月から小学校就学前のお子さんが対象
利用者支援	相談員が市内の各種保育サービスをお調べしたり相談をお受けします。 [受付時間] 月~土曜日 午前8時30分~午後7時 登録受付時間 午前9時~午後4時30分 (日曜日、祝日、12月29日~31月3日は休み) ※利用時間・費用等詳細は、お問い合わせください。 相談は無料です。

担当・問い合わせ先

子ども家庭支援センターのびのびひろば
 (〒181-0013 三鷹市下連雀3-30-12
 三鷹市中央通りタウンプラザ3階)

☎ 0422-40-2926

みたかきっずナビの「子ども家庭支援センターのびのびひろば」のページもご覧ください

